

太田市土地開発公社請負優良工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市土地開発公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の契約履行状態及び施工技術を審査して工事の請負人並びに主任技術者及び監理技術者を表彰し、もってその資質及び技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、請負優良工事表彰、優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰（以下「請負優良工事表彰等」という。）とする。

(請負優良工事表彰)

第3条 請負優良工事表彰は、公社が優良と認めた工事（以下「優良工事」という。）を施行した請負人を表彰するものとする。

(優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰)

第4条 優良主任技術者表彰は、原則として、優良工事を監督した主任技術者を表彰するものとする。

2 優良監理技術者表彰は、原則として、優良工事を監督した監理技術者を表彰するものとする。

(請負優良工事表彰等の対象工事)

第5条 請負優良工事表彰等の対象となる工事は、1件の請負金額が原則として130万円を超える工事であって、工事成績表の評点が80点以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事年度の初日から表彰日までの間に次の各号のいずれかに該当するものが施行した工事は、請負優良工事表彰等の対象から除外するものとする。

- (1) 公社との契約において違約金を徴収されたもの
- (2) 太田市から入札参加資格停止処分を受けたもの
- (3) 工事に対する誠実度に欠けると判断されたもの
- (4) 工事成績表の評点が65点未満の工事を2件以上施行したもの

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に表彰するに値すると認めた工事は、表彰の対象とする。

(優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰の対象者)

第6条 優良主任技術者表彰及び優良監理技術者表彰は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であって、同一事業所に3年以上勤務するもの又は工事の経験が5年以上のものを対象として行うものとする。

(審査及び表彰の時期)

第7条 請負優良工事表彰等に係る審査及び表彰の時期は、工事が完了した翌年度に行うものとする。

(庶務)

第8条 請負優良工事表彰等に係る事務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。